

【お知らせ版①】

発行：さつま町役場 企画政策課 広報文書係
電話：0996-53-1111(内線 2222)

国体推進室 商工観光PR課から

案内 「燃ゆる感動かごしま国体」
の開催に伴うPRについて

～飲食業・商店主の皆様へ～

10月8日から12日まで「燃ゆる感動かごしま国体」少年ラグビーフットボール競技が、本町(Niterra 日特スパークテックWKS公園)で開催されます。

期間中に休業や定休日を計画している事業者の方もいるかと思いますが、全国各地から多くの観光客やラグビー関係者等の方々来町されます。

本町の食や特産品、地場産品をPRするまたとな機会ですので、是非この期間をご活用ください。

<お問い合わせ先>

さつま町役場

○国体推進室 国体推進係
電話：(0996)26-1844○商工観光PR課 商工振興係
電話：(0996)24-8952

商工観光PR課 商工振興係から

案内 鹿児島県の最低賃金が改正
されます

鹿児島県の最低賃金が、令和5年10月6日から時間額「897円」に改正されます。

この最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

また、特定の産業の労働者と使用者に適用される特定(産業別)最低賃金は、高いほうの最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

<お問い合わせ先>

○鹿児島労働局賃金室
電話：099-223-8278
○川内労働基準監督署
電話：0996-22-3225

総務課 行政係から

案内 「行政相談所」を開設します ～行政の悩みごとについて相談してみませんか～

10月16日(月)から22日(日)までの一週間は行政相談週間です。

総務大臣から委嘱を受けた行政相談委員が、公正・中立な立場で相談に応じます。毎日の暮らしの中で、国や県、町が行っている仕事への疑問や相談ごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

【日程】

開催日	時間	場所	行政相談委員
10月16日(月)	午前10時～正午	虎居地区公民館	轡轡 直樹
10月18日(水)	午前9時～正午	薩摩地区農村環境改善センター	豎山 修啓
10月19日(木)	午前10時～正午	宮之城ひまわり館	轡轡 直樹

※どこの会場でも相談できます。

【その他】

- ・相談は無料で、秘密は固く守られます。
- ・予約は不要です。



<お問い合わせ先>

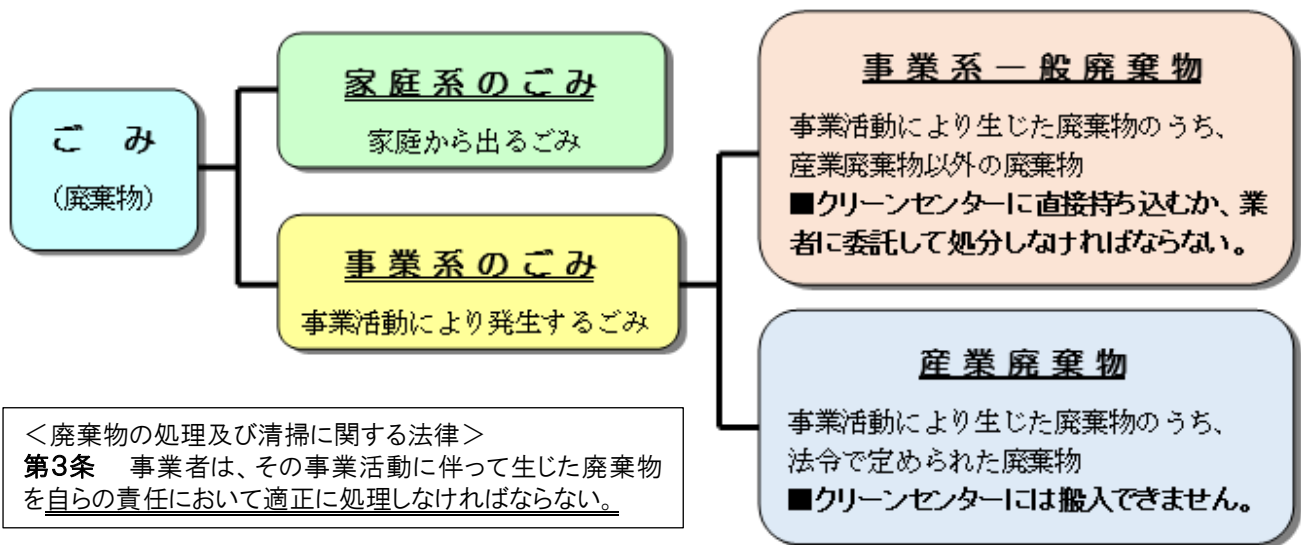
さつま町役場 総務課 行政係
電話：(0996)24-8912
窓口：本庁2階13番

案内 事業系のごみ処理について ~ごみステーションの「ごみかご」には出せません~

ごみ(廃棄物)には、家庭から出る「家庭系のごみ」と事業活動により発生する「事業系のごみ」があります。事業系のごみの中で、一般廃棄物のごみ処理については、事業者が自らクリーンセンターに持ち込むか、処理業者に委託して処理する必要があります。そのため家庭系ごみ用のごみステーションにある「ごみかご」に出すことはできませんのでご注意ください。

【事業系ごみってなに?】

家庭から出されるごみと区別して、会社やお店などの「事業活動」に伴って発生するごみのことを「事業系のごみ」と言います。「事業活動」とは、事務所・商店・飲食店・製造業(農業を含む)・工場・ホテルなど営利を目的としたものだけでなく、病院・社会福祉施設・官公庁・学校などの公共公益事業も含まれます。また、事業系のごみには、事業系一般廃棄物と産業廃棄物があります。



＜廃棄物の処理及び清掃に関する法律＞
第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

＜お問い合わせ先＞ さつま町役場 町民環境課
 ●環境係 電話:(0996)24-8928
 ●環境センター係 電話:(0996)53-0013 ●クリーンセンター 電話:(0996)53-3111

案内 「鹿児島矯正展」を開催します ~刑務所作業製品の展示・販売など~

法務省が主唱する「社会を明るくする運動」の一環として、刑務所、少年院、少年鑑別所などの矯正施設の業務内容などを広報し、矯正行政への御理解・御協力をいただくことを目的として、次のとおり矯正展を開催します。

【日時】

10月28日(土) 午前9時30分~午後4時
 10月29日(日) 午前9時30分~午後3時

【場所】

吉松体育館(始良郡湧水町中津川 607)

【入場料】 無料

【内容】

パネル展示(矯正施設の取組みや受刑者に関するものの紹介)、刑務所作業製品の展示・販売、体験コーナー(性格検査)

＜お問い合わせ先＞
 鹿児島刑務所
 電話:0995-75-2025

案内 「農業者年金」に加入して 安心して豊かな老後を！

農業者年金は、農業者がより安定した老後を過ごすことができるよう国民年金に上乗せする公的年金です。次の3つの要件を満たす農業者なら、どなたでも加入できます。

【加入条件】

- 20歳以上 60歳未満の方
(条件を満たせば、64歳まで加入可能)
- 国民年金第1号被保険者(保険料免除者を除く)
- 年間60日以上農業に従事する方
※配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入可能です。

<年金受給額の試算例>

- ・30歳で加入し、月額2万円を30年間納付した場合、受け取る年金額は45～53万円(年額)
- ・40歳で加入し、月額2万円を20年間納付した場合、受け取る年金額は27～31万円(年額)
※経済情勢により年金額は変動します。

【特徴】

- ①80歳まで死亡一時金がついた終身年金
- ②少子高齢時代に強い積立方式の年金
- ③保険料の全額が社会保険料控除の対象
- ④保険料は自由設定(35歳未満の方は月額1万円から設定可)、途中変更が可能
- ⑤認定農業者への保険料の国庫補助あり(要件あり:月額最高1万円)



<お問い合わせ先>

さつま町農業委員会 農地係
電話:(0996)26-1836
窓口:本庁別館1階

募集 生涯学習講座「ぶらり♪さつま旅」の参加者を募集します！

町内の史跡を、さつまガイドの楽しい解説と共に見学し、さつま町の歴史や風土について、みんなで楽しく学んでみませんか。

【日時】

- 1回目 11月16日(木) 午前10時～正午
- 2回目 12月21日(木) 〃
- 3回目 令和6年1月18日(木) 〃

【場所】

- 1回目 宮之城歴史資料センター
(宮之城島津家墓所)
- 2回目 紫尾地区周辺
- 3回目 求名地区周辺

【申込方法等】

社会教育課窓口、またはファックス、ハガキ、メールで件名を「講座申込み」とし、「氏名」、「住所」、「連絡先電話番号」を記載し申し込んでください。

- ①申込期限 10月27日(金)
- ②参加料 600円(別途保険料あり)
- ③定員 10人

○ファックス番号 (0996)53-0007

○ハガキ送付先

〒895-1803 さつま町宮之城屋地 1565番地2
さつま町教育委員会 社会教育課 社会教育係

○メール送信先 sha-kyo@satsuma-net.jp

【その他】

- ・応募人数が定員の半数未満の場合は未開講となります。
- ・希望者が多い場合は、初めての参加の方を優先、または抽選となることがあります。

<申込み・お問い合わせ先>

さつま町教育委員会
社会教育課 社会教育係
電話:(0996)26-1842
窓口:本庁3階16番

案内 新型コロナウイルスワクチンの秋開始集団接種を実施します

町では、新型コロナウイルス感染症の重症化予防を目的として、さつま町の住民で12歳以上の皆様に接種の機会を提供するため、集団接種を実施します。特に、65歳以上の高齢者や基礎疾患をお持ちの方など重症化リスクの高い方には接種を推奨します。

【対象者】

初回接種を完了し、最終接種から3か月以上経過した12歳以上の方

【日時】

11月12日(日) 午前9時から

※予約が必要です。

【場所】

宮之城ひまわり館

※ひまわり館での予約受付はしていません。

【使用ワクチン】

モデルナ社オミクロン株対応1価ワクチン

(オミクロン株 XBB.1.5)

【予約開始日時】

10月10日(火) 午前8時30分から



【予約方法】

①さつま町コロナワクチンコールセンター

・電話番号:52-3712 ・ 52-3714

・受付時間:午前8時30分～正午

午後1時～午後5時

(土日祝日を除く)

②さつま町公式LINE

・受付時間:24時間

(土日祝日を含む)

※10月10日のみ

午前8時30分から

QRコード→



＜お問い合わせ先＞

さつま町役場 保健福祉課 健康増進係

電話:(0996)24-8933

窓口:本庁1階6-①番

補助 貨物運送事業者に対する燃料価格高騰の支援対策 ～12月28日まで～

燃料価格高騰の影響を受けている貨物運送事業者に対し、事業継続支援の一環として燃料油購入の負担を軽減するための支援を実施しています。支援金を希望され、まだ申請されていない事業者の方は申請受付期間内に申請してください。

【対象者】

令和5年6月1日時点において、町内で貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第3条の許可を受けて、一般貨物自動車運送事業を営む貨物運送事業者または同法第36条第1項の届出をして貨物軽自動車運送事業を営む貨物運送事業者

【交付額】

①一般貨物自動車 1台当たり3万円

②貨物軽自動車 1台当たり2万円

※1事業者上限30万円(1回限り)

【申請書類】

町ホームページからダウンロードするか、商工観光PR

課商工振興係にあります。

QRコード→



【申請受付期間】

12月28日(木)まで

＜申込み・お問い合わせ先＞

さつま町役場 商工観光PR課 商工振興係

電話:(0996)24-8952

窓口:本庁2階10番



保健福祉課 健康増進係から

助成

高齢者(65歳以上)季節性インフルエンザ予防接種費の助成について

町では、65歳以上の高齢者の方の季節性インフルエンザ予防接種の費用を次のとおり助成します。

【接種助成期間】

10月1日(日)～令和6年1月31日(水)
※期限厳守

【助成対象者】

本町に住民登録があり、次の項目に該当する方

①満65歳以上の方(接種当日に65歳に達していること)

※令和6年1月31日現在で、満65歳以上の方に予診票を発送しています。

※満65歳誕生日前に接種を受けた場合は、町からの助成はありませんのでご注意ください。

②満60歳以上65歳未満の方で、心臓・腎臓・呼吸器・免疫の身障者手帳1級を所持している方(接種当日に60歳に達していること)

※保健福祉課へ障害者手帳の提示が必要です。(窓口で予診票を発行いたします。)

【接種料金・助成額】

○窓口での自己負担額 1,300円(助成後額)
○町助成額 一人3,100円

※助成対象者の①または②に該当する方で、生活保護世帯は、窓口自己負担はありません。(全額助成)

※助成は年度内1回のみとなります。また接種助成期間外に接種した場合は、全額自己負担となります。

【その他】

接種実施医療機関や接種時に必要な予診票などは、9月22日(金)に対象者へ発送しています。



＜お問い合わせ先＞

さつま町役場 保健福祉課 健康増進係
電話：(0996)24-8933
窓口：本庁1階6-①番

子ども支援課 子ども健康係から

助成

子ども・妊産婦季節性インフルエンザ予防接種費の助成について

町では、子ども・妊産婦の季節性インフルエンザ予防接種の費用を次のとおり助成します。

【接種助成期間】

10月1日(日)～令和6年1月31日(水)
※期限厳守

【助成対象者】

本町に住民登録があり、次の項目に該当する方

①生後6か月～高校3年生の方

②接種日時時点で母子健康手帳の交付を受けている妊婦

③令和5年7月1日以降に生まれた子を持つ産婦

※対象者には詳しい案内と予診票を10月初旬に送付します。

※小学生以下は2回接種分を助成、中学生と高校生および妊産婦は1回分を助成します。

【接種料金・助成額】

○窓口での自己負担額(助成後額)
1回の接種につき小学生以下は最低500円、中学生と高校生および妊産婦は最低1,000円の窓口自己負担

○町助成額 1回の接種で3,000円を上限に助成

※接種助成期間外に接種した場合は、全額自己負担となります。

＜お問い合わせ先＞

さつま町役場 子ども支援課 子ども健康係
電話：(0996)24-8941
窓口：本庁1階5番